

平成20年3月甲良町議会定例会会議録

平成20年3月19日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第5号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第3 議案第7号 政治倫理の確立のための甲良町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第8号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第10号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第11号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第12号 甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第13号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第14号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第15号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第16号 甲良町後期高齢者医療に関する条例
- 第13 議案第17号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第14 議案第18号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第19号 平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第22号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第23号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第24号 平成20年度甲良町一般会計予算
- 第19 議案第25号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第20 議案第26号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第21 議案第27号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算
- 第22 議案第28号 平成20年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第23 議案第29号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第24 議案第30号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予

算

- 第25 議案第31号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
第26 議案第32号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計予算
第27 議案第33号 平成20年度甲良町水道事業会計予算
第28 意見書第1号 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求め
る意見書(案)
第29 議員派遣について
第30 委員会の閉会中における継続審査および調査について
第31 一般質問

◎会議に出席した議員(12名)

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	山田壽一	10番	西澤伸明
11番	北川豊昭	12番	藤堂与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
保健福祉主監	山崎義幸	産業振興主監	中山進
建設水道主監	茶木朝雄	人権主監	村田和久廣
総務課長	山本貢造	総務課主幹	宮崎与志男
保健福祉課長	松原歌子	産業振興課長	茶木作夫
人権推進課長	米田義正	社会教育課長	小川昭雄
学校教育課長	山本昇	呉竹センター館長	金田長和
建設課参事	陌間守	産業振興課参事	川嶋幸泰
学校教育主幹	川村圭吾		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午後 1時36分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成20年3月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 建部議員および8番 藤堂一彦議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第5号および日程第5 議案第9号、日程第6 議案第10号、日程第9 議案第13号、日程第12 議案第16号、日程第28 意見書第1号については、総務民生常任委員会に、また、日程第11 議案第15号については、産業建設文教常任委員会に、日程第13 議案第17号から日程第27 議案第33号については、予算決算常任委員会に付託され、審議が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、総務民生常任委員会の審査報告を求めます。

7番 建部委員長。

○建部総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月6日に本委員会に付託されました事件を審査いたしましたので、その結果を、会議規則第77条の規定によりまして報告をいたします。

まず、審査結果ですが、議案第5号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

議案第9号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第10号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第13号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例および議案第16号 甲良町後期高齢者医療に関する条例は、いずれも原案のとおり可決をいたしました。

また、意見書第1号 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書につきましては、原案のとおり採択いたしました。

次に、審査の経過でございますが、議案第5号につきましては、何でもかんでも指定管理にゆだねる、サービスの低下にならないようにとの意見がありました。

議案第9号と第10号ですが、生活習慣病の予防と改善につなげるために健診が変わったとのことから、国保サイドで行う特定健診は、国保加入者に

限り、胃がん検診などは別の検診で従前どおり保健福祉課所管で行っていくとのことでありました。

次に、議案第10号でございますが、葬祭費の3万円から5万円の改正につきましては、各市町が統一されているのかとの質問がありました。甲良町は5万円にさせてもらったということでありました。

議案第13号につきましては、激変緩和措置は20年のみとのことでありました。議案第16号につきましては、後期高齢者の保険税の未納者が出たときの支払いのできない人の保険証の交付、また、資格証明書の交付などについての質問、意見が出されました。

意見書第1号につきましては、暫定税率は必要ないとの意見もありましたが、まだまだ道路は必要であり、暫定税率の維持をすべきとの意見が大勢でありました。

以上でございます。

○藤堂議長 次に、産業建設文教常任委員会の審査報告を求めます。

濱野委員長。

○濱野産業建設文教常任委員長 それでは、産業建設文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会規則第77条の規定によりご報告を申し上げます。

審査結果、事件番号、議案第15号、件名、甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

審査の結果、原案どおり可決。

審査の経過でございます。議案第15号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてということで、この条例文だけでは町民が正しく認識されるか心配だという質問に対しまして、一部規則改正をして、もう少しわかりやすく細分化していくとのことでありました。地方自治法で税の関係は5年と定めていて、水道使用料もそれに基づいて行っていた。今回の条例改正にあたり、水道の使用料の規則で定め直して5年としていきたいとのことでございました。

また、今現在、滞納は何年から何年で、金額はどれくらいかという質問に対しまして、平成2年から平成20年1月末まで331件で、金額は4,347万9,350円で、そのうちに個人破産は11件、倒産は10件とのことでございました。

また、滞納が発生したらどのように処理をするのかという質問に対しまして、料金未納が発生したら滞納整理を実施し、債権回収を行う。そのことが時効の中断となり、消滅事項を延ばすことになり、2年後時効が完了しても、

時効の援用がない場合、通常どおりの債権の回収を行うとのことであった。当事者から援用があったとしても、水道料金はお支払いしていただくべく料金であることから、基本的にこれを拒否し、料金の請求を継続し、裁判により時効が成立した場合は債権放棄となり、5年後、会計上の処理として不能欠損処理を実施、債権の簿外管理とするとのことでありました。

また、水道会計の都合で、当面は10年以上を不能欠損予定であり、甲良町水道事業給水条例第33条2項、料金の支払請求権の放棄により、不良債権を放棄、10年後失効の原則により、債権回収が不能と判断した場合、簿外管理を廃止し、債権放棄を行うとのことでございました。

消滅事項について説明をという質問に対しまして、民法での債権の時効は請求権が消滅したわけではなく、時効完了後の請求は有効で、債権者が料金を支払った場合でも不当利益とならず、返還義務は発生しないとのことでございました。

また、地方自治法では、時効完了と同時に債権が消滅していたが、民法では債務者が時効の援用、時効の利益主張が必要となるため、2年経過しても債権は自然に消滅しないとのことでございました。

ほかにもいろいろな質疑や指摘がございました。

以上、報告といたします。

○藤堂議長 次に、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

北川委員長。

○北川予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、報告をいたします。

審査結果、議案第17号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第9号)。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第18号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第19号 平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第22号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第23号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第24号 平成20年度甲良町一般会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第25号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第26号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第27号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第28号 平成20年度甲良町介護保険特別会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第29号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第30号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第31号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第32号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

議案第33号 平成20年度甲良町水道事業会計予算。

審査の結果、原案どおり可決。

審査経過、議案第17号 平成19年度一般会計補正予算（第6号）について、墓地の測量業務委託の負担割合はとの問いに、全体を町が現況測量して販売促進につなげたいので、全額町が負担するとのことであった。

今回の補正の基本的な考え方はとの問いに、決算見込みを立て、事業の進捗状況ならびに支出の見通しから補正をした。また、起債関係の繰上償還については、借りかえを取りやめ、基金対応でより有利な運用をしているとのことであった。

社会福祉総務費で、負担金補助および交付金と扶助費を合計すると、約2,600万円の減になる。障害者自立支援法に関係する負担金などが大幅に減額されているが、その原因はとの問いに、自立支援、介護等給付費負担金および福祉医療費は、見込みによる減額、障害者共同作業所運営補助金は、退所による減額、療養介護関係の医療給付費は、該当なしということであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第18号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、国庫支出金で減額になった理由はとの問いに、医療費が全体的に下がったことで減額とのことであった。

例年と見て推移はどうなのかという問いに、例年になく平成19年度は医

療費が減ったとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第19号 平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、施設介護サービス給付費の減額の理由はとの問いに、当初では60件予定していたが、最近、56件ということで減額したとのこと。

また、地域密着型介護サービス給付費が増額になった理由はとの問いに、グループホーム入所者が当初11人でしたが、途中1人増え、現在12人となったとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第22号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、公共下水道面整備工事費4,200万円の減、補正予算の全体が事業費の減によるもの。入札による減額であるが、内容とその状況をどのように見ているのかとの問いに、19年の発注が14件、その中の落札差と実施設計での段階で工法選定を含め、検討し、発注時の設計金額が下がったということであった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

議案第23号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）について、減額になった理由はとの問いに、主に入札の減によるものや工事縮小によるものとのことであった。

また、委託料についても、落札差額によるものとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

議案第24号 平成20年度甲良町一般会計予算について。

歳入の部、県民税の徴収事務の内容はとの問いに、町民税と県民税を徴収しており、県民税は毎月県に支払う。県から還元される徴収手数料は課税人数掛ける4,000円、滞納額は県に納めた額の7%還元されるとのことであった。

地積調査費補助金は、どういう調査かとの問いに、圃場整備していない集落周辺と集落部の地積調査によって、土地の戸籍を明らかにするものであり、今後の土地のトラブルの未然防止、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の取引の円滑化にするものとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑があった。

歳出の部、防犯灯が消えているところがあり、今後、増設、改良が必要と思うがとの問いに、近年、暗い道路については整備をした。今後は各集落の要望をふまえながら、地元の方と現地を捜査して、暗いところは整備していくとのことであった。

甲良豊後守記念館の修復内容はとの問いに、豊後守の屋根のヨシぶきの修

復と、シロアリに腐食されている下部分の修復とのことであった。

国際国流企画委員についての問いに、町が行う国際的異文化交流事業の円滑な推進を図り、国際交流活動事業の補助等、甲良町内の外国の方との意見交換会、または町内の園児や児童、生徒に対する国際異文化交流啓発事業補助等を行うとのことであった。

30年間に及ぶ同和対策事業が終わり、今後は両センターとしての役割が、近隣地域交流センターとしての方向になるが、予算減でいけるのかとの問いに、今後、地区の人たちの自立支援という課題があるが、センターとしては、それぞれ東学区、西学区を視野に入れた取り組みが大事になってくる。予算については総額で減額になっているが、与えられた予算を最大限活用し、努力したいとのことであった。

医療福祉費について、県からの要請が児童1人当たり1,000円に引き上げと聞くが、町の負担を伺いたいとの問いに、県から乳幼児の個人負担を通院500円から1,000円に、入院1,000円を1,500円に見直す案が提案されているが、町の負担額は現状どおりの通院500円、入院1,000円ということであった。

呉竹センター設計業務委託についての問いに、老朽化がかなり激しいところから、平成20年度に設計、21年度に建てかえを計画。設計の内訳は、老朽度調査、耐震調査、基本設計、実施設計ということであった。

国道8号線バイパス建設期成同盟会が立ち上がったままで20年以上機能していないように思うが、今の状況はどの問いに、長浜工区で一部供用開始、彦根工区は施工方法等を検討中で、今年か来年ぐらいから用地買収に入り、その後は測量設計等に入る計画であるとのことであった。

中学校の海外派遣補助金が200万円、昨年より減額になった理由はどの問いに、平成20年度はタイへ交流派遣、国際交流をアジアに移す計画をしているとのことであった。

スポーツエキスパート派遣とはどういうことかとの問いに、柔道部とバレーボール部の指導であるとのこと。

スクーリングサポーター派遣事業とはどんなことかとの問いに、東西小学校の不登校児童の対応にかかわるとのことであった。

学校給食の賄い材料の地域農家からの納入の現状はどの問いに、お米は昨年11月から、法養寺からと農協からと半分ずつ納入、野菜は給食センターに見合った納入方法ができるところで納入しているとのことであった。

県指定文化財修理補助金は何かとの問いに、西明寺の不断桜の保存修理とのことであった。

社会体育費の体育協会への負担金と補助金の違いはどの問いに、郡体育協

会負担金は、犬上3町が分割して人口比均等割で負担して運営しているが、補助金は町の体育事業を推進している町の体育協会に出しているとのことであつた。

一時避難所等耐震補強設計業務の内容はとの問いに、昭和年代に建った在士、尼子、尼子出屋敷、北落、正楽寺、横関の公民館、それと長寺老人憩いの家の耐震関係の設計業務である。この6つの公民館は、平成18年に耐震の簡易検査を行っており、補強が必要で、次の段階の補強計画、または2次診断に移り、具体的な対応計画を立てる。長寺老人憩いの家は、耐震補強をするものということであつた。

町防災行政無線については、町内に民間企業164社あるということだが、設置されていない。緊急通報は企業にも必要だと思うがとの問いに、今後の検討課題として考えるとのことであつた。

ふるさと交流村構想については、計画を綿密に立てて、慎重に事業を展開していただきたい。町民の不安を払拭させた時点で事業実施しても遅くはないと思うがとの問いに、この計画を進めるにあたり、慎重に町民の意見を聞きながら進めていくことを再度認識して、確認してやっていきたいとのことであつた。

ふるさと交流村拠点施設をつくるために、土地1万6,000平方メートルを用地買収したが、契約をする前に、仮契約の状態で臨時議会を開いて、議会に付する手続が必要であり、重要な瑕疵が行政側にあつた。議会にかけて議決をしなければ土地売買契約は無効になる。町は改めて土地取得議案を議会に提出し、議会は追認議決をとらなければ、次の予算、交流村関係を含め修正しなければならないとの指摘に、昨年の秋に用地交渉が成立した時点で当該用地の取得に踏み切つた。先行取得のときに、1契約1件で5,000平方メートルを超えていないとの解釈で議会の議決に付していなかつた。地方自治法の96条第1項第5号、地方自治法施行令別表第4に、1件5,000平方メートルということでの逐条解説の範囲内での理解をしていたが、ふるさと交流村拠点施設全体を1団地と見るべきであつた。先行取得と管理のあり方、議会の付すべき状況に研究が不十分であつたことは認め、大変申しわけありませんでしたとのことであつた。この際、改めて財産取得の議案を提出し、議会の議決をお願いしたいとのことであつた。

事業を執行するのは行政ですが、議会の理解がないことには進められないと思う。今後は議会軽視、議会無視という言葉が地域住民の中にも流れないように気をつけ、配慮し、努力していただきたいとのことであつた。ほかにもいろいろな質疑や指摘があつた。

議案第25号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、

保険給付費、保険者負担金が4,300万円増になっている。その根拠はとの問いに、退職者医療制度の方が60歳から64歳に限定されているため、400名が一般に移行し、一般の方での医療の支払いとなる。その分が増えることになるのでとのことであった。

後期高齢者の医療制度の創設とあわせて老人拠出金が1億2,700万円減額、一方で、後期高齢者の支援金は9,900万円で、2,800万円ほど拠出金が減っている。この理由はとの問いに、国の単価で算定した結果、後期高齢者の単価の方が少なかったということであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第26号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算について、この会計の終結はとの問いに、いつまでということは定かでないが、償還払いが2年間は請求ができ、3月分の医療費は、翌年に联合会を通して町に請求が来るので、年度にまたがるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第27号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、保険基盤安定繰入金の財源はとの問いに、一般会計からの繰り入れはすべて町費でなく、県費4分の3、町費4分の1であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第28号 平成20年度甲良町介護保険特別会計予算について、高齢者保健福祉審議会委員と介護保険計画等見直し策定業務委託は、別々の委員かとの問いに、同じ委員ということであった。

ほかに、保険額の決定や事業計画の見直しを委託し、あるいは諮問をする性格のものかとの問いに、審議会で審議をしてからということであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第29号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、墓碑移転促進補助金は利用の見込み状況を把握しているかとの問いに、要望の多くあった長寺西・東の役員会で、墓地の販売促進等をお願いをした。東では、すべての方に移転を考えていただく提案もした。昔は土葬をしていたので難しい。林立しているので、支援があれば考えるという意見等があったとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第30号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、新築資金の現年分は、通常返済を続けている方々の集計だと思うが、不安材料はないのかとの問いに、基本的には口座振替での納入であり、対象者で1回でも落ちなかったら督促状を出す。電話や家庭訪問をしながら家庭状況を確認して、1回でもおくれないように納入に努力しているとのこ

とであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第31号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について、第三者占有を除いた残地についてどのように進めるのかとの問いに、残地または事業用地の売却については、順次整理のついたものから売却していく。残っている用地は、代替地とは駅前の用地等で購入したものであり、いまだ整理がついていないので、整理ができ次第、使う予定のないものは売却をしていくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第32号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計予算について、下水道の排水設備資金融資について、貸付実績の現状についての問いに、今のところないとのことであった。

所得制限はないのかとの問いに、特になかったとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第33号 平成20年度甲良町水道事業会計予算について、メーター交換と漏水修理の修繕費は見ているが、事業内容の説明をとのことに、メーター交換は計量法に基づいて交換する。8年の規定がされているので3カ年で実施、漏水等異常があれば業者から報告することになっているとのことであった。

仮舗装工事から本舗装工事が行われ、その後、あちこちで陥没している。それについての対応はとの問いに、年度当初に業者と単価契約をし、修繕をしているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上で報告を終わります。

○藤堂議長 以上で、各常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの各常任委員長の報告に対しまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

これより、討論および採決に入ります。

日程第2 議案第5号 甲良町温水プールおよび甲良町一般入浴施設「香良の湯」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

議案第5号について、温水プールや入浴施設は、町民の福利厚生を増進を目的に設置されたものであり、なかなか好評になっています。その点で、今

回、指定管理に移行すれば値上げをすることとセットされている問題であります。

また、町の持ち出し分は、当然ながら続きます。理由の中にも見られるように、指定管理に移す必要性のないもので、設置目的、すなわち当初の町民の福利増進や町民同士の交流、また、憩いの場となるところを町が直接管理運営する、この継続することが当たり前だと思いますし、この指定管理を移行することとあわせて、50円といえども値上げを求める、こういうこととセットされている議案について容認できることがありませんので、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告どおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第3 議案第7号 政治倫理の確立のための甲良町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 この議案については、私ども、郵政民営化そのものについては反対をしてまいりました。しかし、この政治倫理の確立のための甲良町長の資産の公開に関する条例の趣旨からかんがみて、その制度が変わった時点で文言の整理をする、こういう許容の範囲であるということで賛成の討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第4 議案第8号 甲良町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第5 議案第9号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 この議案は、後期高齢者医療制度の新設に伴うものでありまして、後に討論でも述べますが、この制度の発足に当たっての内容であり、容認することはできません。加えて65歳から74歳の方も、国民健康保険税の徴収方法が変更になります。あわせて保険料の引き上げとも連動し、審議の中でも、委員長報告にありますように、町の負担の持ち出し分、これが、制度が変更することによって少なくなります。そういう中でも国民健康保険料の引き上げを連動しているものであり、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第6 議案第10号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 これについても後期高齢者医療制度の発足に合わせたものでありまして、75歳を一くくりにする、こういう別建ての保険に追いやってしまう、囲い込んでしまう、こういう制度であります。それと連動した条例の改正でありますので、反対の討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第7 議案第11号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これについても、今回の後期高齢者医療制度の発足に伴うものでありまして、詳しくは後ほど述べますが、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第11号は可決されました。

○藤堂議長 次に、日程第8 議案第12号 甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 これについても同様でございます。容認できないことを表明して反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第12号は可決されました。

次に、日程第9 議案第13号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 介護保険制度が発足をして、さまざまな問題点が指摘をされています。介護保険の利用、また、保険料の徴収、とりわけ制度改定がされた前回の保険料の引き上げは、お年寄りの家庭のみならず、健常者の方々の家庭も直撃をして、いろんな声が聞かれています。安心してかかれる医療制度が本当に、介護保険制度が切実に求められています。

今回の条例改正は、激変緩和の1年延長、こういうことで、国民にとっての負担が軽減される。この限定をして賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第10 議案第14号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第11 議案第15号 甲良町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 この議案15号について、賛成討論をいたします。論議の中にありました簿外管理は、とかく不透明を醸し出す存在であります。徴収できるものまで徴収できない状況をつくり出し、多大な滞納を累積をしてきました。これ自体が大問題でもございます。この条例は、徴収のルールを1つ一歩前へ進めて、帳簿の整理、それから庁舎内の体制の管理の徹底、これを条例に基づいて求めていくものであります。簿外管理や、また、盗水と言われている問題、また、漏水など、公正な執行を改めて強く求めて賛成の討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第12 議案第16号 甲良町後期高齢者医療に関する条例について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

この制度は、発足する前から幾つも問題点が指摘をされ、改正や、また制度の実施の延長、また、一部の延長まで言われています。中心的な問題点を絞って述べ、本条例の制定に強く反対をしたいと思います。

1つは、75歳を過ぎたというだけで別の保険制度に組み入られます。例

えばの実例であります。夫が77歳、妻は70歳の家庭では、夫は後期高齢者医療制度に追い立てられます。妻は、新たに国民健康保険に加入しなければなりません。また、息子さんの扶養家族になっていた80歳のおばあさんは、新しい保険に移行をされます。国会で、我が党の小池議員が、家族みんなで仲よく暮らしていたのに、保険制度はまるで母屋から離れに強制的に囲い込まれるようなものだと指摘をしました。

2つ目に、高齢者にも負担の痛みを知らせる、これは厚労省の担当者の講演の一説であります。このために例外なく保険料を年金から天引きをし、新たな負担を押しつけるものであります。

3つ目に、診療報酬、この制度まで別建てになり、必要な医療から医療の頭打ちを導入し、早く死んでくれと言わんばかりの制度になってしまいます。

4つ目に、この最後に何よりも国民皆保険の日本の制度にあって、財政の都合から一律に75歳を切り離して、長寿を祝う日本社会のいいしきたりを政治がなぎ倒す、そのものでありまして、到底容認できないことであります。実施まで時間、日にちはわずかですが、中止や撤回を求めて内外で私たちは活動を続けてまいることを表明して反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第13 議案第17号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第6号)について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 他の補正予算とも連動をしますが、本予算の中の決算を迎える整理にあるという説明でございます。であるならば、今の町民の置かれた状況、とりわけ暮らしの問題や、それから住民税の引き上げなどなど、また、長期にわたる不況の中で、また、労働法制が改悪をされた中で、若者の生活苦、また、所得が200万を満たない、こういう方々が増えています。町内も例外ではありません。そういう点の状況にかんがみて、緊急の措置がとられる

必要がございます。

臨時議会では、灯油の補助の制度が臨時、緊急に上程をされて可決をされました。ああいうように、今の状況に合った緊急な手当が必要であります。そういう点の補正予算は組まれたかについては、全く見ることはできません。そういう点でも、町民の願いから外れた補正予算であることを指摘をし、反対討論とするものです。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第14 議案第18号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

これについても、本予算の基本的な枠組みを変えるものではありません。国民健康保険は、本人にとっての負担が大変重い。払おうと思っても払える状況でないというのが実態であり、実際に滞納が累積をしています。そういう点でも、緊急に一般会計からの予算を繰り入れするなどして、国民健康保険税が払いやすい状況をつくる必要がございます。

また、健康にむしばまれる、こういう状況は今不況の中で、また、貧困と格差が広がる中で、さまざまにこの要望は強くなっています。そういう点に応える必要を緊急に求めていかなければなりません。その点では、この内容に答えている補正予算ではないと判断して、反対討論とするものです。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第15 議案第19号 平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、討論はありますか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

19号についても、先ほど述べました本体と、本予算と基本的に変わりがないという点。もう一つは、介護保険の町独自の軽減策、利用料や、それから介護保険料の軽減策が、例えわずかであっても当人、それから家族を励ます、こういうメッセージが非常に大きなものであります。そういう点でも、ここに向けた取り組みがされていないことを指摘をして反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第16 議案第22号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、討論はありますか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

議案第22号についても、本予算で、私、意見を述べましたが、下水道の受益者負担金に地域間の格差がある、この問題は非常に水面下、それから水面を超えても意見が出されていますし、町民の中に沈滞をした状況をつくり出す1つになっています。そういう点でも、下水道会計、また、低所得者の

支援の宅内工事の補助の制度は、所得制限や地域の制限はございません。そういう点でも、地域間の格差のない方向に進むべきだということを指摘をして、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17 議案第23号 平成19年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論は終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第18 議案第24号 平成20年度甲良町一般会計予算について、討論はありますか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

一般会計の20年度の予算について、討論をいたします。

以前、山崎町長が、憲法9条を守ること、また、憲法の規定の中の豊かな人権規定を尊重し、憲法を暮らしに活かすとまで表明されたことが本当に真実ならば、また、それを活かすことができるならば、家計に、また町民の暮らしに軸足を置いた予算にすべきではないのかと言わざるを得ません。

以下、特徴的なポイントを挙げ、理由を述べてまいります。

1つは、住基ネットから離脱する考えはないのかと委員会でただしたことに対し、国の行っていることはそれなりの理由があるなどと述べて、住基ネットに対する見解、認識が示されましたが、住基ネットは一度個人情報が出れば、その個人にとって回復不可能なダメージを与える危険性でも、また、4、5千万円の初期投入、また維持、合計で4、5千万円の投入に対して利用価値がほとんどない点を見ても、甲良町行政のトップとして、また、行政として人権を守る角度からも費用節約からも検討に値するものであります。

2つ目に、集中改革プログラムによって町民の福祉増進や子どもの成長にかかわる事業まで削られたり、必要性に応じた予算配分がされていないことであります。例えば、小中学生の修学旅行費補助は、現行では実際かかる費用の半額にも足りません。実施をしていない市があることは否めませんが、それでも要求は非常に強いものがございます。2、3百万円追加すれば補助が可能になります。

また、小学校、中学校の改善学級が限定をされており、そこを出れば少人数学級の加配が必要になってまいります。子どもからも切実に求められている課題であります。

3つ目に、20年度の予算は、特別に大型事業にそれぞれ道を開くものと厳しく指摘しなければなりません。

1つは、ふるさと交流村計画を本格的実行に移す構えですが、農業振興や町民の活力を支える予算と比較すれば一目瞭然です。農業生産の直接支援関係の予算、ざっと800万円の程度に対して、拠点施設は約9,400万円、約12倍の予算であります。全く着目も、実行も、逆立ちしていることを指摘しなければなりません。さらに、3年間で税金7億4,000万円、町民負担は3億6,000万円となります。これは、交付税算入がされるといっても後年度参入であり、当年度はこの金額を支払わなければなりません。他の予算を圧迫するものは明らかであります。

2つ目に、西明寺スマートインター開設に向けて滑り出していること、これは近く地元負担金が日程に上ってくるのが明らかで、数億から十数億が予想されています。

3つ目は、ごみ処理広域化計画であります。用地の地質調査もまだ結果が出ないうちから次の段階へと進んで、環境アセスメント予算が多賀町で計上されていることが判明しましたが、平成26年稼働を目指して準備が進んでいることが改めて明らかになりました。元市会議員の説明によれば、処理能力1トン当たり1億円とすれば、彦根市議会でも明らかにされている200トン計画ですから、計算をしますと200億円の投資となり、甲良町の負担

は十数億から20億円近くなる試算で、プラスをして運転コストの数億円の負担もかかってくる見込みであります。

4つ目に、理由の最後に、法期限が終了し、実態の上からも特別扱いの地域を設定する必要がなくなっているにもかかわらず、同和行政の枠組みが維持をされたままになっています。これは、繰り返し行政の側の説明でも、地域を越えたコミュニケーションの必要性を強調されていますが、であればあるほど、行政による線引きや格差行政をやめねばなりません。町民同士の垣根も根底からなくなることがありません。

そういう点では、地区内でも地区外でも同和という呪縛から卒業したいというのは誰もの願いであります。一日も早い同和問題の解決を図りたいのであれば、同和行政の終結、卒業宣言を行うべきことを申し上げて、討論いたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第19 議案第25号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 議案第25号について、後期高齢者医療制度とあわせて保険料の引き上げがセットになり予算に盛り込まれている予算であります。そういう点でも、賛成できるわけがございません。反対討論いたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第20 議案第26号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

議案の第16号で、甲良町後期高齢医療に関する条例の議案のときに述べましたことと共通をして反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第21 議案第27号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 老人保健医療事業特別会計についても、以前の安定的な運営から

一番の安定して保険料を納める層が抜けている、こういう状況になります。

甲良町の運営にとっても、また、それぞれの加入者にとっても大変な状況を生む危険が出てまいります。そういう点でも後期高齢者医療制度と連動した制度の内容が含まれており、賛成できるものではございません。反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第22 議案第28号 平成20年度甲良町介護保険特別会計
予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 介護保険に対する不安は、先ほども述べましたように非常に強い
ものがございます。私たちがとりましたアンケートの中にも、国民健康保険
税の引き下げと介護保険料の引き下げ、利用料の引き下げ、これはトップを
占めています。そういう点でも、甲良町が抱える所得の本当に少ない世帯、
少ない個人が増えています。そういう点から見ても、私は甲良町の財政を見て、
何万という形の補助が必要とか、それから、全国で実施をしている3割
軽減などを導入して、保険料、利用料の軽減策をとっている自治体が増えて
います。

しかし、甲良町でも1,000円や1,500円、こういう単位でも町民
に負担を軽減する、こういうメッセージを先ほども言っていますが、送れる、
こういうところの配慮をぜひこの本予算可決後、6月の補正予算もあります
し、9月の補正の段階でもあります。ぜひ検討を求めて、この時点では反対
討論とさせていただきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○藤堂議長 起立多数であります

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第23 議案第29号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別
会計予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 委員会の審議を通じてさまざまな意見も出されましたし、町側の、
行政側の努力も見えてまいりました。もともとこの設置したこと自体が非常

に山の上で利用しにくい、こういう状況がありました。しかし、町民の方の願い、それから、現状を見てみますと、3字の共同墓地が狭過ぎるというのは誰もが認める点であります。

そういう点をさまざまな、大変な、難しい問題をクリアをし、乗り越えていく、こういう努力をしていく必要がありますし、その点でも、私は町民の願いに沿った事業であり、いろんな難しい問題はございますが、知恵を集めて乗り越えていくことを求めて賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第24 議案第30号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 住宅新築資金については、担保の裏打ちのあるものでありまして、別の事業ともなります。同時に、同和対策事業の大きな柱、メインでもございます。そういう点で累々として滞納を累積をしていった、この点では大いなる反省と、その原因を究明をしていく、こういう態度がぜひ欠かせません。

そういう点から見れば、今回、前年度から一般会計の持ち出しをしていく必要に迫られ、一般会計が圧迫をされる。当然、そのもとでの事業予算が縮減をされる、圧迫をされるということにもなってまいります。そういう点の解決策、そして、その、こういうような状況をつくり出した根本の原因の本当に真摯な反省を求めてまいりたいと思います。よって、反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第25 議案第31号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

議案第31号についても、私たちが監査請求をした時点で、結果報告がされたリストを見ますと、51カ所、1万6,000平米の合計数であります。土地が残地、私たちは残地と呼ぶにはあまりにも広過ぎる、こういうように思っていますが、そういうことを生み出した会計でもございます。同時に、このことで4、5年ならいざ知らず、10年、そして中には20年を超える残地があり、そして、その中のかなり多くの件数が第三者の占有にされ、そして、土地代も払われていない、こういう状況を生んでまいりました。そういう点でも、責任と真相の解明、そして議会への報告、これがぜひ必要であります。私どもはやむを得ず裁判のところで行政訴訟を踏み切っていますが、その中でもなかなか事実関係がはっきりしてまいりません。そういう点では、行政が議会に対して、この事の真相と解決の方法、現時点での現実的な解決方法を具体的に提示をすることが必要であることを求めて、この会計についての反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第26 議案第32号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 一般会計予算に加えて、私は2つの問題を、この会計では提起をしたいと思います。

1つは、宅内工事の水洗化工事、これがなかなか進捗をしない原因が、高齢化に伴って財政的な負担、そして将来の見通しを考えると、もう着手できないというのが内容になっています。そういう点でも、せっかく工事をしたこの公共下水道が実際に運用され、そして琵琶湖の環境保全に貢献をする、文字どおりの内容にしていく上でも財政的な支援が必要です。もちろんこれは町だけでできる問題ではありません。そういう点では、町の行政の幹部の皆さんの国や県に対しての格段の補助をきちっと背負って、こういう要望をぜひしていただきたいし、私どももそのことに全力を尽くしていきたいと思います。そういう点では、所得制限や、それから地域間の格差、こういうことがない補助の制度をさらに拡充していくことを求めたいと思います。

もう一つは、公共下水道の負担金の地域間の格差であります。これは、事業が終了に近づいているというものの、町民の中には非常に重たい問題として残っています。そういう点でもきちっと解決をする、その方向を示していただくことを提案をして反対の討論とするものです。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第27 議案第33号 平成20年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 委員会でも述べましたが、この水道事業についての問題は、おいしい水、そして安全な水を提供していく点であります。同時に料金の点では、フレッシュ水道事業の引き上げ計画を凍結を続けています。この姿勢に私は評価をしてまいります。同時に、一般財源の投入を、ここでも企業会計、この限定がありますが、その限定を超えて法律上も許される範囲がございます。

そういうところを十分に研究をしていただいて、水道事業の長期の安定、そして町民の安全・安心の水を供給する、この事業の遂行を求めていきたいと思えます。同時に、有収率の向上が年々向上しています。そういう点でも盗水の防止、漏水の防止を再度強化をしていただくことを求めて賛成の討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第28 意見書第1号 道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書について、討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 他の議員の方も、賛成なり反対なりをぜひ述べていただきたいなということを最初に述べておきたいと思えます。

まず、地方の生活道路の確保充実を求める内容が入っています。しかし、道路特定財源化そのものが高速道路や使いもしない湾岸横断道路、橋などをつくり続けて、地方の生活道路を全く見向きもしなかった、あるいは、本当におざなりにされてきた結果であります。そのことを、その事実をしっかりと見きわめて、確かめていただきたいと思えます。

2つ目に、暫定税率、特定財源維持によって、今後10年間で59兆円を使うという道路中期計画そのものが無謀であり、採算もとれない、全国6つの海峡横断道計画をつくり出している温床となっています。加えて、新聞やテレビで報道されています特定財源を使った道路以外、また、その限定以外に職員の旅行、また、マッサージ機の購入などで、冬柴国土交通大臣は、25億円の道路以外の予算遣いを5年間で明らかにしてまいりました。こういう点でも、利権の温床であり、また、むだ遣いの温床となっていることは明らかであります。

3つ目は、国民の世論は、どの世論調査でも、道路特定財源は要らない、暫定税率は廃止をすべきだというのが6、7割であります。意見書のような

見地は数%、多くても20%台でございます。また、この意見を上げることでますます国政の場で利権がはびこり、税金のむだ遣いが進み、地方の生活道路が、改修が遠ざかり、みずからの首を絞めることにつながることを、警笛をすることをよく考えて検討いただきたいと思ひまして、反対討論といたします。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 西澤君に挑発されたわけではありませんが、私は賛成討論をさせていただきます。

先ほど頑張って声が出ないのでありまして、道路特定財源につきましては、大変、今、国民の間でも賛否両論があります。今の国会でも、一番これが争点になっているであろうというようにも思います。しかし、この道路特定財源があったおかげで、まず滋賀県においては、全国的にも滋賀県の道路整備はかなり進んでいるのではないか、そのことによって滋賀県の県民所得がアップしている。これは、それだけいろんな企業が、交通網が整備されたことによって企業進出が増え、そして、県民の就労率が高まり、県の経済力、県民所得のアップが図ってこられた、これは私は道路特定財源があるおかげで滋賀県はよくなってきたのではないか。

2月23日に新名神が開通しました。草津田上、東名阪の亀山間約50キロ、これが開通したことによって旧甲賀郡の甲賀町、甲南町、水口町、今は甲賀市であります。以前は工業団地の企業進出が非常に厳しかった。以前、私もこの議会で甲良町の工業団地の件で、甲賀町の工業団地を例にとりてしゃべったことがあります。それだけ、いわゆるアクセス道路がないと工業団地の造成をしてもなかなか企業進出は難しい。ところが、当初、開通から1週間、予測は1万3,000台の通行量が、ふたをあけてみたら2万6,000台、約倍に増えていた。これだけ新名神の経済効果というんですか、通行量が増えたことによって甲賀郡の観光地も客足が極端に右肩上がりに伸びてきた。そして、工業団地の、今までまだまだ売れ残りがあったやつがあつという間に全部売れてしまって、新規の工業団地の造成をしなければならないというような状況にまでなってきています。これは、やはり特定財源が大きな効果をもたらしたのではないか。

確かに道路財源、独立行政法人等を含めて福利厚生事業等に使われているということは否めない事実でありまして、私は非は非で、これは反省し、きちっと責任をとった形をしてもらうということは大事であります。しかし、甲良町においても、野瀬主監が言っておられたように、その財源が不足することによって3,000万からの甲良町の財源も不足してくる。滋賀県においても年間で130億の財源がなくなれば不足するんです。嘉田知事、大変

やと言っておられるんです。この間、県議会で県議会の意見書が採決されました。賛成と反対、同数であります。議長は80と100の間の選択をした。それで、民主党出身の議長が賛成したわけです、意見書成立に。自分では厳しい判断をしたのではないかな、このように思います。

甲良町も先ほど西澤君が言いましたように、スマートインターの問題もあります。これからその問題についての道路整備、これは欠かせない事実であります。そういうことを考えたら、道路財源、大変重要になってまいります。甲良町も、彦根八日市線、まだ未整備の歩道の部分もあります。敏満寺野口線、例えば野口の信号の右折帯、一番甲良町の住民が使うところでネックになっています。出町から野口の間が非常に狭い、そういう問題も抱え、それ以外に307の歩道整備、いろんな問題を抱えているわけです。こういうことを考えたら、この財源をなくすことは私はできないということを判断して、賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りします。

本意見書に対する委員長報告は採択であります。

本意見書は委員長報告のとおり採決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第1号は可決されました。

次に、日程第29 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第30 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員会の申し出のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○藤堂議長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(午後 3時07分 休憩)

(午後 3時55分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、開会いたします。

日程第31 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間については全協等でも審議されますので60分以内といたします。答弁者は、聞かれたことに簡単に、簡潔にお答えをしてください。

まず、最初に、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○西澤議員 早速一般質問を始めます。

始める前に、時間制限の問題について提案がございます。ぜひとも質問者の時間制限と、それから答弁者の時間の配分という点でカウントを発言者だけ、質問者だけ、議員の質問時間だけのカウントにしていきたい。さらに検討いただきたいと思えますし、議会規則によりまして、議長の権限での発言の規制は、議場が混乱すると、そういう状況に省みて設定をされる問題であります。今回、一般質問は2人でございます。そういう点でも時間制限をする必要のないところでありますので申し上げておきたいと思えます。

12日の本会議において、用地取得契約の追認議案が急遽提案され、可決されるに至って、いよいよ議会のところまで経費削減だの、行政財政改革だの唱えながら、収入支出をどのように計画しているのかも明らかにしていなふるさと交流村構想の本格実施に向け、ゴーサインを出してしまった感があります。条例に基づいて5,000平米を超える土地の取得は議会の議決が必要な規定を無視をした契約が無効であるにもかかわらず、約10日間もたってから議会が追認をしました。町当局と議会の関係が修復されたかのように見えるかもわかりません。しかし、契約の不当性は消えないし、町民は、いえ、庁舎内の職員も、夕張のようになるのではないかと大変な心配をしているものと思われれます。建築物にたとえれば、家を建ててから基礎工事をするようなもので、施設建設先にありきがかえって農業振興と地域振興のお荷物になる危険が高いものと言わねばなりません。現に特産品も、生産者の意欲も、組織も全く未知数であり、将来大きく深い禍根を残す危険をはらむ

ものであることを指摘するものであります。幾つも問題の多い計画であり、今からでも用地買収を白紙に戻すよう求めるものであります。用地契約の全容のうち、既に説明のあったものを除いて、ふるさと交流村拠点施設用地内訳書予定とされている、その表に沿って、契約者A、B、C、D、E、Fと、①、②、③別に契約日をまず明らかにしてください。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 分割表によりまして、①および②で契約させていただいているものにつきましては、11月の半ばでございます。済みません。今ちょっと、再度資料を確認したいと思います。あと、③につきましては2月買収となっております。

申しわけございません。ちょっと時間をとりまして。

今言わせていただいた11月と2月、日付につきましては後ほどちょっとご報告させていただきたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 契約者のA、B、C、D、E、Fの、この別の内容でどういうようになっているのかの答弁も後ほどお願いしたいと思います。

それから、譲渡取得税にかかわる1,500万円の特別控除、これが同じ土地で1回を超えて受けられるのかどうかについても調べていただきましたでしょうか。

○藤堂議長 中山振興主監。

○中山産業振興主監 調べさせてもらっていただいております。大丈夫ということでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これは、非課税扱いの点でも特例でありますし、この部分だけが5,000万の特別控除と、それから1,500万の特別控除の差がございます。そういう点でも町民の間、それから地権者、購入相手さんの間でも不公平を生じる問題であります。

次に、事前協議をスムーズにするために、また、事業採択を有利にするためにということで先行取得が理由づけられましたが、そのことは事業採択の前提条件だったかどうかについても答弁願います。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 先行取得が前提条件かという項目につきましては、条件項目ではございません。ただし、採択におけますチェック項目ということで、採択での計画の確実性から重要な要素としてチェックシートというもので状況確認がされるような内容でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私が国交省の出先機関である近畿整備局、この道の駅、いわゆる道の駅ですが、簡易パーキング、これの登録申請を受け付ける窓口の松田課長と電話連絡で、国交省委員の穀田恵二国会対策委員長秘書の紹介で連絡をさせていただきました。その時点で、事前協議をスムーズにするためだとか、それから、事業採択がされる前提条件に土地を所有しているかどうかについてはまったく指導もしていないし、そして、それが条件ではない。あくまで要綱を満たす範囲で申請があるかどうかについてであります、こういう回答でありましたが、間違いありませんか。

○藤堂議長 振興主監。

○中山産業振興主監 今ほど、道の駅認定に関する業務といたしましては、その施設がそういう機能を持っているかどうかで審査されるという認定条件でございますので、今回行っているようなハード事業と別で、今ほどのような規定はないと、報告どおりかと思えます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この項目の2つ目ではありますが、契約完了用地の用途別、事業種別の内訳、開発申請や、それから農地法の解除、および地目変更の手続についての有無をお尋ねをいたします。この①、②、③、契約者A、B、C、D、E、Fという内容で差があるのか、また、その有無について御答弁よろしくをお願いします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 事業の種類別内訳、用途別内訳につきましては、集中審議なり、財産の取得の議決をいただいたときに、資料をもってちょっとご報告させていただいた内容となつてございますけれども、道路区域の方の部分は道路法、活性化区域の方は公有地の拡大に関する法律に基づくことでの買収をさせていただいているようなことでございますので、資料でのご確認もお願いしたいと思います。

また、開発申請関係でございますけれども、これにつきましては、平成19年8月より県と協議を進め、指導も受けながら進めてきたものでございます。現在は、2月にまず事前申請提出書類を提出して、湖東地域振興局の方での審査を終え、今、県庁審査ということでご確認をいただいている事前審査の状況でございます。

平成18年度より、この開発申請の改正がございまして、以前はこのような趣旨の事業については不要ということであったんですけど、今、ご指摘のとおり、今は必要と。それと、道路区域は本来、今、開発区域は不要なのでございますけれども、全体計画として必要と見る方がいいだろうということで指導もいただいております、現在のような状態で申請しているような状

態でございます。

それと、各法律、農振法、農地法等の状況でございますけれども、農振法につきましては、現在10月段階で白に変更済みでございます。それと、農地法につきましては、地方公共団体等がその区域内で行う土地収用3条に記載する事業という内容で不要ということになってございます。買収なり事業を進める段階で、後々地目変更は状況に応じてやっていくということになるかと思っておりますけれども、農地法は問題ないと。あと、それとよくお聞きになっておるかと思っておりますけれども、1万平米以上の大規模な施設については県の土地利用の関係から大規模届というものが通例よくこういう事業と合わせて出て参りますが、この部分につきましても県の指導を受けまして、今回の事業については、これは不要ですという確認をさせていただいているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 大規模届というのが、いわゆる一般に言われている開発申請だというように理解していいんでしょうか。間違いであったらまた訂正をいただきたいんですが、今回、1万平米を超える全体の計画として1万6,000平米、それから、周辺で言いますとさらに広がる場所の計画図が示されていますが、その点で大規模届が不必要という理由について教えてください。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 冒頭の開発申請と滋賀県の土地利用に関する指導要綱によります大規模届とは別のものがございます。開発届につきましては、当地区、甲良町地先につきましては3,000平米以上のものが、埋め立てに関してどのような影響があるかということをお各機関でチェックして確認するという項目でございますし、5条大規模届というものにつきましては、これは県の土地利用の関係からの指導ということで、大きな規模になりますので、その内容をチェックされるというものでございます。今回、うちの場合は開発は必要だけでも大規模届は不要という内容でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、開発申請については申請をして、許可がおりているのかどうか、その見通しはいつになるのかどうかについてお答え願いたいと思います。

○藤堂議長 主監。

○中山産業振興主監 先ほどちょっと触れさせていただいた部分でございますけれども、開発にあたりましては、事前申請ということで、事前にある程度のチェックを済ませて、本申請については期間内にやるというシステムでございます。今、事前申請で各関係部局のご意見を県事務所で確認して、今、

県庁に上がっている段階でございます。許可日等につきましては、具体的な提示をいただけていない段階ですけれども、向こうからのキャッチボールの中でおいおい決定していくということになろうかと思えます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 次に進みますが、コンビニストアの位置づけであります。この進捗状況は議会に提出された資料に書かれています。そこで、私が疑問に思いますのは、三者打診をして、協力する、研究する、進出したい、3つの内容で書かれていました。そして、委託する場合は60万程度の利用料、賃料、それを徴収するような予定だということになってはいますが、今後の、現在の状況と進捗状況であります。そして、なぜここにコンビニストアなのか。つまり地域振興、農業振興、甲良町の特性を活かすというところに一番角っこのところ、つまり人を集めるところにコンビニが設置をされています。この位置づけについてのご説明をお願いしたいと思います。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 コンビニエンスストアにつきましては、その位置づけでございますが、このふるさと交流村拠点につきましては、防災上の役割も大きく果たしていけるものと思っております。そういう意味からも、コンビニにつきましては災害協定がまず結べる業者の選定も、これはしていかなければならないというふうにも考えておりますし、また、24時間営業していただいて、その地域の日常的な管理等もできていく業者ということも考えております。また、その中でも本庁におけます特産品の販売なんかが一部行っていた業者ということでも考えているところでございますので、そういう中を位置づけした中で今後20年度に入りました中でコンビニとの協議を進めて選定をしていきたいというふうに思っております。まだ今は事前の打ち合わせということでございますし、逆に向こうの方からの、どういう状況かということで聞き取りを逆にしたような状況でございますので、今の段階につきましては、まだ決定も何もしていったいない状況でございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 コンビニについては計画の当初から、図面ができ上がってきたのは406万4,000円の委託業務が決定をされてからだと思えますが、いつからこのコンビニエンスストアを、この計画に位置づけるというのが決まったのでしょうか。それをお答え願います。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 この周辺につきましては、コンビニの方が307号周辺に進出したいということが地元で打診があったというふうに聞いております

し、そういう中を受けて、本庁の方でもそういう維持管理を含めた中でどうあるかということで、まず聞き取りを、調査をした段階でございますので、最終的にどういう方向で詰めかというのは、これから農業振興、ふるさと交流村の基本計画と合わせた中での方向づけを持っていくというような考え方をしております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 コンビニについては、私どもも、去年、おととしの夏の終わりごろにコンビニに関係する事務所に友人がございまして、甲良町の方から打診があった。つまり、その事務所は、今答弁があったように、甲良の307の金屋の周辺に進出をしたい。今の現在の道の駅の用地ではなくて反対側に進出の希望があったというように聞いております。その段階で、町長にお伺いしますが、そのコンビニストアの関係する事務所に連絡をされたことはございましてか。

○藤堂議長 町長。

○山崎町長 私の方からはとっておりません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私の友人が言うには、町長から連絡があったと。これ、勘違いかもしれませんが、その用地の取得について、当初の計画の中から、最初からコンビニが入り込んでいるという点で、私は疑問に思うものであります。もちろん各道の駅の構想が全国的に見てもコンビニストアを核にしている地域も多々ございまして。最近はその傾向が強いというように松田課長も、近畿整備局の松田課長もそういうように言っておられました。

そこで、当初の計画の中に農業振興、それから地域振興という点があるにもかかわらず、さっきも言いました、再度お尋ねしますけれども、コンビニストアが入って、その下に書かれています60万の賃料ですか、それを収入源の1つとするということなんですけれども、そういう計画はなぜ入ってきたのかについて、再度お尋ねします。

○藤堂議長 主監。

○茶木建設水道主監 この計画につきましては、今述べさせていただいたようにまだ決定はしておりませんが、60万の賃料とか、この部分につきましては打診ということで、向こうの方の経営状況、どういうふうな形の中で一般的に経営をされているかということで聞かさせていただいて計上しているものでございまして、今後につきましては十分に詰めをした中での設置になってこようかというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、犬上プロジェクト委員会との関連についてお尋ねをした

いと思います。2月2日にいただいたというように思うわけですが、私が資料をしまい忘れてしまいました。そこで、県に問い合わせをして資料をいただきましたところ、新たな動き、この項目がスマートインターと甲良ふるさと交流村の記述が2つ書かれているものでありますが、このページがなかったんです。これは何らかのミスであるのか、それとも、私が求めた資料にこのページを抜いたというように私は思われるわけですが、その担当であります主監に求めたいと思います。野瀬主監。

○藤堂議長 中山主監。

○中山産業振興主監 済みません。今、お手元にお持ちの資料というものをちょっと拝見できていないので申しわけございませんけれども、実は犬上プロジェクトにつきましては、甲良町のふるさと交流村構想、前段で各関係町村が持っている全体計画のすり合わせから当然始まっておりますので、共通、関連という意味で、甲良の中ではふるさと交流村構想ということを含めた計画として、当然説明をし、それを協力をいただいて、その中でこの協議会、18年度は農林業振興、観光振興、人材育成というようなスタンスでございましたけれども、平成19年度には農林業振興、観光振興、それをワーキングと小委員会、また、このプロジェクトというような組織をつくる計画で、地域振興の一翼を担う位置づけということで、当甲良町の活性計画および拠点施設の位置づけはいただいております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私が聞いていることとは別のことを答弁いただいているんです。4月27日、全員協議会が、昨年4月27日でありますが、全員協議会があって、そのときに、犬上プロジェクト委員会の報告書が提出をされました。それは、私は記憶で覚えておりました。そして、湖東振興局の資料をいただいたときに、町からもらった資料が、その新たな動き、つまりスマートインターとふるさと交流村の、その一番大事な計画が、甲良町の議会議員である私が資料請求をしたときに、そこが抜粋という形で抜けているわけです。そのことについてなぜそういうことをしたのかということを知っているんです。

○藤堂議長 野瀬主監。

○野瀬総務主監 18年度の報告書抜粋の7ページに、甲良町ふるさと交流村拠点施設が明記をしております。行っているか行っていないかは、ちょっとどういうわけであるのかわかりません。抜粋資料でもちゃんと載っています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これが主ではありませんので、私が2月2日に資料をしまい忘れたからいただきたいと言ってもらいに行ったときに、その、今、野瀬主監が

言われたページは抜かれているんです。そして、ホチキスでとじられています。という点では、私が思ったには、単純ミスだったのか、それともそうではないのかという点で疑問が残ります。

というのは、次の質問に入りますが、湖東振興局の担当者とも話をしましたが、もっとオープンに議論をすべきではないかと論議をしました。そして、この犬上プロジェクト委員会のねらいが合併推進にあるのではないかと最後に尋ねましたが、担当者は否定をしませんでした。そういう点では、今回のふるさと交流村の計画と、それから新しいスマートインターの開設に向けて、そして、それを網羅する犬上プロジェクト委員会の活動そのものが湖東振興局の合併推進の担当局と同じであります。そういう点ではどのようにお考えになるかの答弁をしていただきたいと思います。

○藤堂議長 野瀬主監。

○野瀬総務主監 甲良町が目指しますふるさと交流村につきましては、プロジェクトにおいても広域で協力事業として呼びかけておりますので、当然広域事業としての参画を甲良町は目指しているという基本スタンスであります。合併のすり合わせについては、コメントをする余地がありません。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私と隣の町の議員と一緒に懇談に行ったわけですが、その質問を鈴木議員が投げかけたとき、非常に困った顔を担当者がされていたことをつけ加えておきたいと思います。

そこで、次の財政見通しと費用対効果がどのように立てられているかという問題であります。まず、どんな財政計画、分野別にしてどのぐらいの売り上げ規模を見込むのか。現時点でもこうしたいというのは数字にあらわれてまいります。こういうのが議会に示されて、用地買収がその後されるべきだと私は考えるものであります。投資を何年で回収するか、計画を立てているのか。また、県内類似施設や県外での事業規模や顧客数で概算の調査はどのようにされているのか、ご報告願いたいと思います。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 済みません。答弁に入る前に、先ほどの買収の日付でございますけれども、19年11月22日、これが1番と2番ということで資料で提示させていただきました、合計9筆の買収日でございます。それと、2月4日でございます。これが、あと、残りの3で交わしていただいている筆の買収日でございます。

それと、今ほどの財政見通しおよび費用対効果の関係でございますけれども、大体うちの年次計画等につきましては、この前の表でお見せしたように、全体的な概要をまず言わせていただきますと、町費総額約3億、それと、ピ

ーク時ではほぼ1億を想定しております。厳しい状況ではございます。財政事情ではございますけれども、地域振興発信の場として不可欠やということで、推進可能な計画と位置づけております。細部、詳しい部分についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、費用対効果を含めまして、現在交付金の採択ということで国と当然やっております。交付金事業自体、物ありきでは認められないという今の事業でございます。この中では農水省の指導も受けまして、直接指導も受けまして、今言われました収入支出、それも企業的感觉で十分必要なものかとも思いますけれども、それに重点も置きながら、公共的な地域間交流効果、また、地域活性効果というものを国の方で試算いただいているような状況でございます。その指導のもとに投資効率に関しては大丈夫と。大丈夫ということやなしに、今の計画が妥当であるという判断をいただいているところでございます。

また、その目標等につきましては、国の方に挙げております目標としましては、交流人口の増加、その拠点を窓口にして甲良の方に都市交流を行うという交流人口の増加ということで現状11万人の入り込み者数を15万人まで上げるということでの計画で今、国の承認をいただいている内容でございます。

具体的部分としまして、今、議員の方からありました展示販売施設の売却額、そして、加工食品での売却額、想定過程としましてやっております。これにつきましては、入り込み人数の想定によりまして、当然売却額、それによりまして維持費、人件費が出てくるということで、今、国と協議している段階でも、交付金対象用の案はつくっているところでございますけれども、これは今後、地域の皆様、また、関係者の方々、いろいろ話、協議をさせていただいた中で適正規模、また、目標なんかについては固定していくということで、今は採択に向けての最低の基準としての金額を示しているのみで、これが確定ではございませんので、精度を増し、整理ができていった段階に随時議会の方にもご報告、資料提供はしていきたいと考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、町長にお尋ねをしたいわけですが、私たちが取り組みましたアンケートにこういう声が寄せられています。甲良ふるさと交流村構想についての意見は多数自由欄で書かれています。そのうちの1つであります。むだなものはつくらなくてよい。若い人は遊ぶところがありますが、老人の喜ぶところをつくってほしい。老人の生活に回してください。これは、75歳の方が書かれています。こういうような内容、また、的を射た内容だとか、それから、推進すべきという方が2、3人意見を書いておられました。その中でも農業振興を十分積んでからというのがありました。

そこで、町長にお尋ねしたいのは、この費用効果のところではありますが、中山主監の答弁にありました、交流効果という点から見れば、経営事業、事業経営ということで収支がとれなくてもいいという発想は持っていないということが言明できるでしょうか。

○藤堂議長 山崎町長。

○山崎町長 赤字経営をしないための入り込みの増加でありますので、当然いろんな物事を進める中で、西澤さんがおっしゃっていますように、そのバックにある農業振興が中心になるということはもちろんでございます。私もこの計画に再度取り組むようになってから、そういった方向は変えておりませんし、この事業の執行についても、当初から行政については、やはりタッチをしていかないということでございますので、今回の投資についてはいろいろな補助事業を駆使しながら、あまり後の運営の負担にならないような施設整備を考えていきたいというように思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 初期投資が、最低限といえども非常に大きな金額でありますし、甲良町の抱える財政は監査委員会の指摘にあるように、このまま漫然と進めば財政再建特別団体に転落する可能性も指摘をされています。

また、これは公設民営という漠然とした呼び方ではありますが、町が建てて民間が運営する、NPOにしろ、それから株式会社にしる、それからコンビニが全体を管理をする。どういう方向にしるその内容になりますし、採算がとれない部分は誰が責任をとるかという点から見れば、甲良町が最終的に責任を持つ義務が生じてくるもので、逃げることはできないんです。行政の担当者は逃げることはできます。しかし、町民は逃げることはできません。という点で、その費用対効果、それから収支バランスをどうのように考えているのか。そして、身の丈に合わない方向が進まないようにという点が監視が必要だということを申し述べたいというように思います。

そこで、運営主体の確立の計画であります。12月議会で長々と説明いただきましたので、今後、今、そろっている状況がどうなのか。そして、近々そういう運営主体、責任ある団体が管理運営するところの確約まで進んでいるのかどうか。まだそこまで行っていないのかどうかについてご答弁願います。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 以前説明させていただいたような組織のことで現在も進めております。実質、今の状況といたしましては、直売とか加工食品などの部門の組織が充実して、このような総合運営にかかわれるような、要は現在の組織の充実を推進するという方向で進めているところでございますけれど

も、地元活動家、また農家、施設農家、出荷、生産者、そういう方々の、今意見交換を開始した段階でございます。このこととあわせまして、前回、3月11日、予算決算常任委員会で集中審議いただきました。ご意見もいただいたように、町民を含めた検討プロジェクトの関係でございますけれども、現在はまだ立ち上げまで至っておりません。この組織の立ち上げに向けまして、早急に具体化していきたいと考えております。

また、現在、甲良町商工会におきましても、むらおこしの総合活性化事業ということで、ちょっと事務局での打ち合わせもやっておりますけれども、この事業に取り組みされており、組織を一部つくっておられます。それが、うちの中心の方々が大分お寄りいただいているということで、その団体との連絡を密にいたしまして、甲良町の中で幾つもの団体やなしに、1つまとまった整理のできた団体として活性をとともに進めていきたいというような思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 要するに、今の現在では確たる責任を持ってやろうという主体が確立をされていないという段階であります。土地をもともと所有していない者が我が家を建設しようとするれば一大事であります。土地建物がセットの建て売り住宅というのがありますが、上限を心配せず豪華住宅を手にする方は別格であります。大抵はまず我が家の財力に見合った予算でありますし、そのことが確定すれば、土地を購入する。基礎的調査もこれからという段階、それから、運営主体がはっきりと確たるところがない段階で土地を購入する。町民の皆様の心配はここに焦点が当たっています。つまり、今後進む計画はどのような状況になるかわからないのに財政支出だけはどんどんと出ていく方向が、計画が進んでいる。ここにあります。

そこで、私は過去の事例できちっと総括をし、そして、農産物が本当に前を向いて経営が成り立つ、そういう方向に農業者の方が協議をし、そして、決意を固める、こういうところがまだ甲良町には育っていないことを指摘をするものであります。

それは、7番目のところに、通告書の順番が違いますが、尼子駅の整備計画の段階で、農産物の直販施設、この計画がありました。尼子駅の整備事業に伴って、農産物直販施設と人権センターを併用した計画が進行して、出屋敷の土地改良組合のある会合で町の幹部の職員が説明をしたことでいろいろ一悶着ありました。結局、監査請求の対象になったわけですが、私が聞きたいのは、この段階でも農産物直販、これが書かれていましたので、それから10年がたちます。この段階でも農業振興を本当にやっつけようとする行政側と、そして、それを受ける、推進をしていく農業者側、ないしは農業者

も含めた町民側が本当に成功するために、また、地域振興するために、そういういろいろな法人もにらみながら、任意の組織もあるでしょうが、そういう点で進んでいったのかどうか。これをお聞きしたいのであります。

○藤堂議長 中山主監。

○中山産業振興主監 今、農業の振興のことについてのご質問でございますけれども、尼子駅前での時点、平成4年、5年の時期かと思っておりますけれども、その以降、国の農政なんかに伴いまして、甲良町では特に施設園芸に重点を置いたということになしに転作関係、集団化関係ということに重きを置いてやってまいりました。ただ、それに関して以前から何回かご質問いただいているところでございますけれども、今回の、今後の農政等を検討する、また、甲良の情勢を合わせた中で、施設園芸等を今後進めていくということで、後ほどの質問にもあるかと思っておりますけれども、昨年、今年、そのことについていろいろご意見を聞かせていただきながら、今どんどん進めている状態でございますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これについては、野瀬主監にお尋ねをしたいんですが、再質問であります。農業振興の中の1つとして農産物直販所が計画されていたというように思います。これは、町外の、いわゆる行政がかかわらないということで文書が出されていますが、それにしても農業者ないしは農業者を中心とするさまざまなグループが小規模でも朝市、これは愛知川の駅で七、八人が出荷をされて、ぼつぼつと好評になってきています。そういうことが、積み上げがされてきたのかどうか。そういうこつこつを積み上げることを指導し、援助してきたのかどうかについてお尋ねをしたいと思っております。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 簡単に経過だけ申し上げます。尼子駅前の説明は、職員という私でございました。当時の直売所の位置づけについては、農村総合モデル事業を行う計画書に尼子、役場周辺、307という東西軸でその計画書には位置づけをしました。ですから、今のような具体の背景はなかったところがあります。

その後、集中審議でご議論いただいたように、一般質問があり、積み上げる中で農業振興という路線へ出てきまして、道を活かした交流施設、307号沿線という今日の状況を迎えてきたわけで、ふるさと交流村については、いわゆる施設と振興が相乗効果を生むようにという位置づけでございます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう点でも、私はこれからと。本当にこれからが大事であり

ますし、そのこれからを崩さない方向での論議と協力の体制、そして町民に協力を呼びかけられる。そして、それを受けられる状況をぜひつくっていただきたいし、私もその役割を果たしていきたいというように思うんです。

そこで、先ほども答弁いただきましたが、これはあくまで仮称であります。検討委員会でさまざまな知恵を持ち寄ったものが甲良を支えていく。そういうことの役割、私は道の駅だけの検討委員会や、それから考える会の狭い枠ではなくて、ここに上げたのは明日の甲良を考えるという点で、行政は行政の役割がありますが、住民は住民の側のしっかりした受けとめが大事だと思いますので、その点の展望、どういようにお考えなのか、ご答弁、お願いいたします。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 あくまで地域振興、農業振興という部分がメインの議論にはなろうかと思えますけど、今の段階では同様に考えております。先に述べましたように、ちょっと名称的にはこういう名称になるかどうかはわかりませんが、プロジェクトを立ち上げたいと考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ農業振興の策の大きな2番目のところに関連をいたしますので、3つまとめてご答弁をお願いしたいと思います。

今現在の農業振興の問題は、予算決算委員会でも私、述べましたように、日本の農業そのものが根底から覆され、自給率が40%を切る。そして、政府は、深刻なのは、それを回復させるという方針も展望もやる気も持っていないということでもあります。そこで、農業をめぐって根本的な転換が必要でありますし、本当に深刻な状況が続いています。自給率をまず50%に引き上げること、そのために何が必要であるかと。それから、安心して生産、供給できるための農業者に対する価格保証と所得保証の組み合わせによる農業支援が本当に必要です。その点でも、ここから見て、政府の品目横断的経営安定対策が農業者のニーズに見てどうなのか、合致しているかどうか、疑問を持たざるを得ません。この点で、現在の進行や、それから問題点等を報告したいと思います。

続けて言います。2つ目に、特産品の開発の現状であります。2月8日の日に、研修のときに、6字の申請があり、開発が続いているということになりましたが、事業として収支をぜひ黒にして、事業としてやろうというように前へ進んでいるのかどうか、とりわけそのことについての答弁を願いたいと思えますし、学校給食は大きなシェアです。その点でも地元の農産物を利用をし、農業者を励ます、こういうことが必要ですので、この点、どのようにお考えか、ご答弁よろしく申し上げます。

○藤堂議長 産業振興課長。①、②、③、まとめて簡潔に。

○茶木産業振興課長 まず、品目横断の件でございますけれども、これは今現在農業が転作を中心に行っております。その価格保証という面では、今、制度が変わった以上、この制度がないと今の、現在の農業が立ち行きできないということで、集落営農、認定農業者につきましては、この制度が必要というふうには思います。ただ、ほかの面につきましては、やはり農業振興全部を底上げしていくということが大事ななというふうには思っております。

あと、6集落の特産品関係でございますけれども、今現在いろいろやっております。現在、いろんな形で20品目ほど、個人も団体も含めて約20品目ほどがいろいろ販売されたり、夏祭りのテント村等で見ていただいたらわかりますように販売されております。あと10品目ほどが、これからいろんなことに取り組んでいくという形でいろいろ研究をされております。ただ、特産品ですので、なかなかいろいろ問題がありますので、今年、先ほど承認いただきました予算の中でそういうような形で対応していきたいというふうに思っております。

あと、もう一つ、学校給食につきまして、先般もせせらぎ直売所の関係で集まっていたきまして、今現在週2日ですけど、それを4日に延ばしたいというようなことで、生産を増やしていくというような形でおります。その中で、学校給食をやっていききたいというふうな形でやっております。ただ、これから推進しますので、これから作付以降のものについては対応ができるかなというふうに思っております。

ただ、今現在、農業技術指導等、大変不安なところが多々ありますので、今現在町の専門員等おりますし、また、県の方にも支援をいただきまして、そういう技術指導も含めて農業振興を図っていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この品目横断的経営安定化対策は、初年度から崩れています。というのは、出口の段階で米の暴落に出会い、そして、野菜の振興については展望が持てない状況になっています。そういう点では、政府は右往左往しているのが現状でありまして、この制度がいいということで町行政がかかわることは断じて町民の、また農業者の利益を守る方向にはならないというふうに思うわけです。

そこで、品目横断的経営安定対策の内容で、大規模農家、そして、特定の条件をクリアした集落営農、そして、法人化を進める、5年以内の法人化という枠組みをされていること自体が大問題でありますから、そのところ、政府の誘導策が問題点があるということできっちりと分析、認識をしていただ

きたいということを指摘をして、次に進みます。

3つ目の、子育て支援の充実の問題であります。人口の減少、それから出生人数の減少の現状、きょう、小学校、西小学校の卒業式に寄せていただきました。非常に感動を覚える卒業式でありましたが、子どもさんの人数が減って28人という報告がございましたが、将来の甲良町の子どもたちを考えると、非常に寒い思いがします。そして、中学校では、甲良町中学に、以外の子どもが二十数名、進学するという点から見ても、私は本当に大変な状況だと思いますが、ここで現状とその認識、それから経済的負担を軽減するという方向が大事でありますので、その中の医療費の無料化の対応、国の制度も3割負担から2割負担に変わりました。そして、総合的な子育て支援、そして、子どもさんを応援する、そして、その世代を応援する住民参加のプロジェクトが私は必要だというように思いますが、これは時間の関係で、福島県の大玉村の取り組み、14の特別の町独自の事業を取り組んで移住者が増えている報告がございました。その点についても学んでいく必要があると思っていますし、担当課の認識をお尋ねしたいと思っています。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの質問でございます。確かに人口につきましては、近年、減少の一途をたどっているということで、19年の出生者が56人と、減ってはきております。そういったところが要因でございますけれども、その背景ですけれども、結婚適齢期までの未婚率が、県下平均よりも高く、逆に40歳以上の婚姻率が高いということで、完全に晩婚化のライフスタイルとなっているといったことが、その背景の1つと、全国的にそうなんですけれども、甲良町も同じくそういった背景があるのではないかとこのように思っているところでございます。

総合的子育て支援策というところで、大玉村ですか、そのことも十分勉強もさせていただきました。確かに支援策、沢山事業を打たれています。甲良町におきましてもできるだけそういった支援策を打ち出すという形で、特に今問題になっております、就学前の医療費の完全無料化に向け、予算要求を行ったところでありますが、県の一方的な財政構造改革プログラムによりまして、窓口負担の通院費が1,000円、入院が1日1,500円の負担を強いるというような内容が示されまして、住民に新たな負担を強いることや、子育て支援対策の一環として、近隣市町の取り組み状況等を考慮しまして、就学前までの窓口負担金、通院については500円、入院については1日1,000円の1万4,000円を限度として情勢を考え、計上したところでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ県がこういう福祉の関係、子育て関係を財政の理由ということで切り捨てても、町はきちっとやるよという発信をぜひしていただきたいと思います。

次に、高齢者、障害者の移動手段の問題であります。現行の電話で予約をとり、そして、目的地に行くという点では、さまざまな問題が出ています。利用するときちょっと待ってほしい、1日、2日待ってほしいというようなことを聞きますし、また、今、送ってほしいというのが利用できません。そういう点では、今後の課題で町内の公共施設、それから病院、買い物等に高齢者や障害者が移動できる手段が必要だと思っておりますが、この点で見解を求めたいと思います。

2つ目に、その点では、健康で長生きは食事、そして適度の運動、社会参加、3つの要素と言われております。お年寄りが急に老けていく、そして、健康を害していくのは、この最後の社会参加のところでありまして、適度の運動ができない障害の方でも社会の窓とつながっている。いろんな人と語り合ったり、また、趣味をともにする、こういうことで長寿を全うできる内容にもなっております。その点でも、これもサポートしていく、保証していく必要があると思っておりますが、この見解を求めたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまのご質問でございます。おっしゃるとおり、予約制で電話があればお宅を訪問して送迎をするということで、現在、やはり206名の登録者の方がおまして、老人さんですよ、そのうち実質利用が160名ということで、年々増加をしております。なかなか対応も難しいということで、社会福祉協議会にこの事業も委託しておりますし、人員の、運転手さんですね、の増加も図っておりますし、そういった中で、やはり玄関口までというメリットを活かして、今後とも十分に不満の起こらないように考えてもしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目の、やはり食ということは健康にとってはかけ離すことができないものでございます。ちょうど昨年の6月に、滋賀県が食育推進計画を、議員さんもお存じかと思っておりますけれども、立てられました。19年から23年の5年間という中で、やはり食と健康ということで、いろんな現状の課題なりをまとめられております。そういった中で、やはり食事と食の安全、それから、今後始まります包括的な保健指導の中で、そういったものについては十分吟味をしながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 今、問題点も言われましたけれども、206名、そして実利用が160名となりますと、重なってくる、先ほど言いました、ちょっと待ってくれ、そして、同じ方向の人ができるまで待ってくれんかというのは幾つも聞くところでもあります。こういう点での運ぶ運転手さんの身から見ても、持たないというのが、今、限界に来ているのではないかと思いますので、新しい制度の観点、ないしはいろんな手当てをすることを求めていきたいと思えます。

最後に、同和行政についてであります。今回は、放置土地にかかわる問題であります。同和対策事業が終了しているのか、終わっているのか、継続しているのか、資料を見てもわからないところがあります。例えば、ある団地で宅地造成をする際、国への申請書には購入予定者を一人一人記入しなければなりません。町が提出した準備書面には、放置土地となった理由を述べるところで、開発造成したが、予定していた地区住民が購入しなかったというような記述が何カ所も出てまいります。予定がまだ実行されていないと解釈をできると思いますが、申請の事業はそれで継続をしているというように理解していいのでしょうか。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 ただいまの質問は、宅地造成事業の、当然造成するときに購入予定者というものが入っていて、申請は確かにしておりますが、希望というのは事業をする大分前に、購入予定者というのは希望を聞いて作成しておりますので、実際の事業を行ったときに、やはり家庭の事情等で町外に出られる方もおられますし、自己地に建てられる方もおられたということで、その部分での残地が残っていたということとはございます。ただ、それが事業が継続している云々というのは、またちょっと別問題というふうには考えています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 申請の中に完了届、実績届と、それから交付申請の関係がどうなっているかであります。具体的な事例で申した方が答弁しやすいと思えますので、今回、公募予定となっている小川原747の2、ほか3筆になっていますが、その土地の属する宅地造成は既に完了届が提出されているものか、それとも、購入者がまだということで完了届が出されていないのか、この点だけご答弁願います。

○藤堂議長 簡潔に。主監。

○村田人権主監 この前、図面をお渡しした部分をおっしゃっているのではなかろうかと思いますが、ここは地区内分宅ですので、補助事業云々とかいう

のは関係ございません。

○藤堂議長 西澤議員。制限時間が過ぎましたけれども、初めての一般質問席ですので、左右、右から左の移動時間を少々見ますので、あと1問で終わってください。

○西澤議員 最後に、この3月議会の審議や論議、そして、施設見学を通じて明らかになったことは、長寺センターでも呉竹センターでも、学区全体の字を超えての交流の場、コミュニティ拠点を強調しています。だったらなおのこと、法律のもとで平等を実行する行政が、施策で実態に合わない格差をつけているのは交流の妨げに、行政そのものがつくっていることになります。

そこで、町長に最後に答弁願いたいんですが、放置土地や住宅新築資金、これの公正な解決や固定資産税や下水道負担金の不合理を解消してこそ町民合意の、融合の機運が生まれることを強調します。憲法9条や人権規定、そして、憲法を暮らしの中に活かす時まで表明した町長であるならば、この方向にこそ基本姿勢と具体的施策を一致させるべきだと考えるのですが、どうでしょうか。

○藤堂議長 山崎町長。

○山崎町長 当然私は公平公正な町政運営を心がけております。ただ、いろんな制度というのは、それなりの目的があってつくられたものでございますので、それがまだ完了していない時点では、法があるなしにかかわらず、行政としてやはり制度は継続していかなければならないというふうに考えております。

○藤堂議長 もう終わってください。

○西澤議員 これで、私の一般質問を終わります。

○藤堂議長 10番 西澤議員の一般質問が終わりました。

続いて、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

6番 宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問させていただきます。

まず初めに、私は甲良中学を支える会の会員として、少なからず甲良中学校の生徒や保護者および職員の方々と過去3年間にわたりかかわりを持ってきました。その中で、甲良町の小中学校に通う児童・生徒に、きちんとした学力や行動様式を身につけさせるために、甲良町を挙げて取り組む必要性を感じております。

そこで、今回の定例議会の一般質問に際し、以下の質問を通して、行政としていかに小中学校を支え、健全な青少年の育成に寄与していただくかを確

認させていただきたいと思います。

まず初めに、平成20年度の中学校の学級編成はどのようになっているか、お聞きします。

その前に、甲良中に行かずに他の中学校に行く生徒が沢山いると聞きますが、まず、その状況、またその原因はどのようになっているか、その現状をどのように分析しているか、教育長にお聞きしたいと思います。

○藤堂議長 藤原教育長。

○藤原教育長 お答えしたいと思います。

その前に、きょう小学校の方で卒業式がございました。沢山の議員さん、いや、全部の議員さんをご出席いただいたのではないかなど。本当にその場でいろいろと励ましの言葉などをいただきまして、ありがとうございました。お礼申し上げます。

今、宮寄議員の質問なんですが、先ほど西澤議員の話の中にも少し出ておりましたけれども、残念ながら、今年6年生の子どもたち、東西含めてですけども、甲良中学校にすべて来ていただきたいんですが、いろんな事情等もあって、来る生徒が非常に少なくなって、今までにない数の方が他へ出られるというようなことがございます。そこら辺がどうなのかということですけども、あまり詳しくは述べたくはないんですけども、非常に残念なことなんですけども、今、それぞれ公立中学校、それから私立の中学校とがございませう。それで、両小学校合わせてですけども、河瀬中学校の方に10名、そして、近江兄弟社の方に6名、それから、立命館、守山にできているんですが、立命館の中学校に1名、それから、甲良養護学校に1名ということ、それから、後の方たち、全部で7名の方につきましては、本来なら甲良町にお住みになっていて、そして途中で、1年生から6年生の間におうちが彦根に移ったとか、多賀町へ移ったとかいうようなこと、しかし、友達関係がやっぱり甲良の方がいいから、卒業するまではということで甲良においでになった方、その方が中学校に行ったということで、この際、本来の学区へ戻りますという方が7名ということで、計25名の子どもさんが甲良町から甲良中学校に行かないというような状況になっています。そういうようなところで、20年度の新1年生、甲良中学の人数は今現在のところ70名ということになっております。

それから、その要因、原因ということなんですが、ちょっと紙を持ってこなかったんですが、1つはやはり一番直接的な問題としては、甲良中学校で学んだらというような、保護者が非常に必要以上の不安をお持ちいただいている。そういうようなこともございまして、議員さんに授業を見てください。これは私の方から申し上げたことで、今、甲良中学校の子どもたちの状況、

こういう状況なんですということ。ところが、地域の中ではそれ以上のいろんなうわさ話のようなことで、かなりひどい状況ではないかというような形に伝わっているということは、非常に僕は残念だと思いますし、そういうようなことも一因、あるだろうと思いますし、そういうような意味で、これから地域やとか保護者ともっともっと連携してやらないかなというような思いをしております。

それから、もう一つは、中学校だけの問題じゃなくて、今、かなり小学校の中で、これは全国的にもそうですけども、人間関係がうまく結べないというようなところ辺の問題、この友達とできたら別れたいとかいう、そういうような、人間関係がうまくできていないというところ辺でというようなこともある。あるいは、さらには少子化しておりますので、数少ない子どもたちの親さんが、この子にはというような強い思いというものがあるって、かなり教育というものも自由化になってきているという、そういう雰囲気もございします。そんなところ辺から、今まで以上に地域の学校というような、かなり無言の縛りがあったんですけども、それが非常に緩やかになってきている。そういうようなところ辺から、うちの子はというようなことも、非常に教育の自由化というようなところ辺からそういうような形になっているとも考えられます。

近隣の町村も調べてみますと、大体10人とか、そういうような数の方が行かれるというようなことで、そういうふうなことを私たちは課題としながら、これから、次年度から、小学校や中学校の学校運営をさらにその反省に基づいて、課題を見つめて、そして取り組みを、より一層取り組みを進めていきたいというような思いをしておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、このような中、生徒や学級減により、1名の教員減となると聞いています。それでは、現状の教育活動に支障を来すこととなります。そこで、現行の町費負担教員の存続は可能ですか。お尋ねいたします。

○藤堂議長 教育長。

○藤原教育長 町負担の教職員の存続は可能かというご質問ですけども、昨年度も中学校に関しては2名の先生方を町単ということでさせていただきました。今年度も同じく2名の、非常に予算が厳しい中、減らすようにというようなお話もあったんですけども、何とかしてこういう現状を打破していくために2名をつけてくださいということをつけていただく予定ではございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今後とも十分な教員の配置を続けていただきたいと思っております。

では、次に、現1年生が35人学級の適用を受け、今年度は3クラスで運営することができました。しかし、現行の制度のままでは、2年生になると2クラス、40人学級ですね。となります。保護者の皆様方におかれましては、2クラスでの運営に対し、教育力が低減しないかと不安を持っておられますが、町としての対策は考えておられますか。

○藤堂議長 教育長。

○藤原教育長 今、宮寄議員の方からご質問いただきました。まさしく私も同じ思いであります。ちょっとここら辺、学校の学級定数というのは非常に難しいので、何で1年生のときには3学級やって、2年生になると2学級に減るんだというようなことがわかりにくいと思いますので、簡単にご説明申し上げます。

文科省の方は、1学級の定数を40人とするということになっています。そうすると、今、1年生は、現在1年生は77名ですので、40、80ということで、文部省の規定でいくと2学級しか設定できないということになります。しかし、今現在、1年生は3学級あります。それは、県の単独事業措置として、できるだけ少なくしようと。35人学級を目指していこうということで、その文部省の中から県単独で、県、滋賀県の場合は35名学級を1年生のみにしますと。そうすると、77名ですと、35の倍数は70ですから、77名ということは70を上回っていますので、3学級の設置と。それは、また県の方もできたら1年生、2年生、3年生と順番に上げていこうというような思いだったんですけども、今年は何せお金がないということで、今年度も1年生のみということになりました。そうすると、今の現在の1年生は、県の補助を受けて3学級になっているわけですけども、来年度は、県にはそういう施策がありませんから、文部省の施策に、40人に、もとに戻るとということで、2クラスになると。そういうことを今、宮寄議員がご質問いただいて、それでそこら辺の教育効果はどうなんだろうということなんですけど、甲良中学校、それは4月段階からわかっていることですので、去年の4月からわかっています。さあ、どうしたらいいだろう。当然、保護者は不安を持たれますので。

しかし、私たち甲良中学は他の学校と違って、定数以外の先生が沢山いるわけですね。例えば、甲良中学校の場合、支援加配というので5名配置されています。よその学校はゼロです。この5名というのは滋賀県で一番多い数です。次に多いのが虎姫で3名だと思います。そして、ほかはほとんどないのが多くて、1名とかそんな状態。そういう中で甲良町は5名もらっています。それから、もう一つ、少人数指導というので、これは滋賀県最大、一番大きいところでも2人しかもらえない。非常に甲良町の中学校は小さいんで

すけども、その最大限の2名もらっています。そして、先ほど質問がございました、町単として2名、だから9名の先生がいるわけです。この9名の先生を中心に、何とかこの問題をクリアできないか。クラスは2つですけども、特に大事な教科、数学、英語、国語、そういう基礎教科を、クラスをさらに半分に分けて少人数指導をすると、そういうようなことを、計画を立ててくださいというぐあいによって、もう既に計画も立てて、来年度はこういう方向でやるというような方向が決まっているようです。そのことを子どもさんや親さんにきちっと丁寧に、十分にご説明いただいて不安を取り除くようにしてくださいというような話をしております。この問題は、少人数指導を積極的に推進することによって解決していきたい、やっていきたいというような考えを持っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 生徒・保護者の皆様方の不安を払拭し、教育の充実を図ってくださるよう、お願いいたします。

では、次に、甲良中学校の生徒の健全育成のためには、部活動は重要な役割を持っております。ちょっと荒れていると言われている甲良中学校でも、立て直しのための中心的役割の1つと考えております。そのためには、指導者を充実させることは不可欠であります。そこで、今まで以上に一人一人の生徒に目が届くよう、指導者として町職員の派遣は可能でしょうか。お答えください。

○藤堂議長 教育長。

○藤原教育長 結論から申しますと、現状で町職員を直接学校へ行っていたかどうかということは考えておりませんが、今、ご質問がございましたように、部活の活性化というのと子どもたちの安定というのは非常に僕は密接な関連をしているなというようなことを思います。私、学校に勤めておりましたときも、学校の安定として部活の活発化というのは、これは車の両輪のような形やなど。部活の活発なときはやっぱり学校も安定している。そういうようなことから、今年度は部活重視ということを考えてやっていきたい。

と申しますのは、皆さんもお感じになっていただいているかもしれませんが、1年生、2年生、かなり落ちついてきました。そして、先生の話聞いていますと、部活への参加が非常に多くなってきている。練習も自主的にできるようになってきた。かなりこれはよい兆しが出てきているんだな。だから、こういうような精力善用というような、部活と学習と両輪、両面で指導をしていくということで、今年度も人事につきましても、それぞれの部活の専門性のある指導者をつけることが一番大事だろうということで、そういうような部活に、ただ単に名前だけやとか、お守りをしているという形だ

けではなかなかいきませんので、専門的な力量を持った方を顧問の人に据えていくということで、人事でもしましたし、それから、前の会議にもあったと思うが、スポーツエキスパートというのを積極的に導入しまして、今、1つの部活を除いて、すべての部にかなり力量のある顧問の方をつけるようにさせていただきました。

そういうようなことで、これから今の1年生、2年生、そして入ってくる子どもたち、甲良町の抱える課題というようなものを学習と部活動の両面から全面的にバックアップして、新しい甲良の再生、甲良中学校の再生というようなことに取り組んでいきたいというようなことを思っておりますし、また、皆さん方も側面的にご支援もいただきたいと思っておりますし、そういう意味で、この前、甲良中学校の実態を、こういう状況なんだということを皆さんに授業を通して見ていただいたという思いも持っておりますので、今後とも支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 生徒健全育成のために、より一層の協力をお願いいたします。

次に、学校教育課長にお聞きします。甲良中学生の海外派遣研修事業であります。平成14年から6年間、中学生海外派遣事業を実施されていたと思いますが、今までの年度別の派遣人数と派遣先、また、その事業の成果等はどのようなところにあるとお考えですか。お聞きします。

○藤堂議長 山本学校教育課長。

○山本学校教育課長 年度別ですが、平成14年、15年、16年ということで、イギリスの方に子どもたちを派遣させていただきました。イギリスにつきまして、平成14年が9人、15年が8人、16年度が9人です。平成17年度につきましては、イギリス、ロンドンでテロがありましたので、やむなく中止をさせていただいております。その翌年、18年につきましては、またイギリスでテロ等起こるといふことということで、ニュージーランドの方に行かさせていただきました11人、それから、昨年、19年が5人ということで、延べ42名の者を海外派遣に出させていただきました。

研修の後ですが、町の青少年育成大会に研修に出させていただいた子どもたちに発表をしていただくということで、これは毎年参加していただいた子どもたちが必ず参加、発表をしております。それと、ホームステイとか、そういう、やはりよその国へ行ってなかなか体験できないということで、そういうホームステイすることにおいて自分の自立心とか、また、やり遂げたという満足感とか、そういうのを持って帰ってくれましたので、その点は、10日ほどですが、やはり行っていただいてよかったと思っております。

以上です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 そのような成果があるということは、今後も継続して取り組んでいくということですか。お答えください。

○藤堂議長 学校教育課長。

○山本学校教育課長 今年度も予算はちょっと少なくなりましたが、今年度も続けてやっていきたいと考えております。方向につきましては、国等につきましては、予算の関係もありますし、また、保護者さんの負担もありますので、東南アジア、タイの方へ、また、これから甲良町とタイとまちづくりの関係もありますので、そういう関係もありますのでタイの方に考えを持っております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 これからの甲良の子どもたちが夢と希望が持てるように、また、国際社会に対応できるような子どもたちを育てていくよう、よろしく願いいたします。

次に、学校教育についてお聞きします。教育委員会、学校教育主幹にお尋ねいたしますが、中学校周辺は交通量の多い大きな道路に囲まれております。中学生の朝と帰り際の交通安全について何か対策を講じておられるか、お聞きします。

○藤堂議長 学校教育課長。

○山本学校教育課長 今の宮寄議員のご指摘でございますが、中学校の方で朝ですが、8時20分ぐらいからですが、10分程度ですが、校門の前で先生方に立っていただく。また、夜、部活等で遅くなった場合ですが、暗くなりましたときには、この疋田の散髪屋さん、それから、もしくは、前の伊藤さん、宮尾さんのとこの、ああいうようなところで立っていただいて、懐中電灯とかそういうようなのを持っていただいて指導はしていただいております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今後もより一層の児童・生徒への交通安全対策をお願いいたします。

昨今は、人間関係が希薄となったと言われている地域社会の状況等も背景にしていることから、保護者・学校・地域住民・行政が連携して、子どもの見守り活動等を推進していく必要があると思います。

幸いにも甲良町内には防犯非常ベルが設置されておりますが、その作動状況はどのようになっているか。また、いたずら等の運営上の問題はないか、お尋ねします。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ただいまの質問でございます。甲良町の非常押しボタン装置

が設置ができましたのは、いわゆる無差別殺人事件が少年少女を中心に起こりました後の平成18年1月から作動を開始をいたしました。町内に32カ所、設置をしてございます。18年、19年、暦月の1月から12月の統計であります。平成18年で5件のベルが作動しました。19年においても5件のベルが作動しました。直ちに役場に通報をされますので、現場へ駆けつけます。駐在所さん、それから警察にもご協力いただくということでありますので、いずれも誤っての事件ではない作動状況ではございました。その合計10件であります。内容を見てみますと、3件はちょっと誤って押したと、赤いボタンを押してしまったんやと。これは小学生の押し間違いというのが3件、それから、次に3件はいたずら、これは中学生が傘で押ししたりということで、現場でその人物もおよそ確定ができましたので、中学校から、あるいは我々も指導をしていただくように先生をお願いをしているところあります。それから、あとの4件については、現場へ駆けつけたときには、もう既に人物がいないということで、多分いたずらの範疇であります。事件性はないということで確認ができないというのが4件ございまして、2年間で10件という状況でございます。

以上であります。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 いざというときのために十分な保守点検をしていただきたく思います。

続いて、事件や事故がないことを祈っておりますが、発生時の緊急の対応方法や、地域における取り組み等はどうなっているか、お尋ねします。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 押しボタンはパトライトと、それから大きな音が出ますので、それを目当てに、電子通報の様式はとっておりません。ローカルに地域の皆さんの協力を得て、そういう身の安全を守っていくというスタイルにしております。したがって、鳴った近くのおうちの方に協力を求めるということをやっております。個人の、町内で個人宅が25件の通報協力者のお願いをしております。そして、事業所、会社とか、そういう事業所に23件、合計48件の方に通報依頼をしているところでございます。

したがって、今までの誤認とか、そういう通報もそういう人たちの協力によって、役場へいち早く通報いただいているということでございまして、毎年1年、今年もよろしくということで更新のお願いをしているところでございまして、その人たちの身の安全ということもありまして、事件性があつたときにやられるとか、あるいは物損とか、そういう場合に限って保険を掛けて、一応最低限度の補償はさせていただくということで安全確保も協力依頼

のときに同時をお願いをしているところでございます。

以上です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今後も定期的に訓練などを実施していただき、いざというときに迅速に対応できるようお願いいたします。

次に、社会教育課長に、青少年問題についてお聞きします。子どもや若者はみずからが育つすばらしい力を持っております。しかし、今日、少子化、核家族化の進行、地域社会での人と人とのつながりの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、かつての社会ではごく普通に得ることのできたさまざまな生活体験、社会体験、そして自然体験を通じた学びの機会が少なくなってきております。子どもたち自身が生まれてきたことを喜び、生き生きして日々を送り、自立した人格を形成していくことが大切だと思います。

そこで、私たちは次世代育成のために何ができるのか、何をしなければいけないかを考えていかなければならないと考えます。平成12年に文部科学省からスポーツ振興基本計画が、また、平成18年にはスポーツ振興基本計画の改定についてが告示されました。この平成12年のスポーツ振興基本計画は、3つの柱からできていて、まず第1に、生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備・充実、第2に、国際競技力の総合的な向上方策、第3に、生涯スポーツおよび競技スポーツと学校体育スポーツとの連携の推進となっており、第1の施策として、総合型地域スポーツクラブの創設、育成については、地域スポーツの全く新しいシステムづくりであり、全国各地で大きな戸惑いを感じながら、今や全国に2,000を超えるクラブが育成されていると聞いております。

また、平成18年に告示されたものは、第1に、スポーツ振興を通じた子どもの体力の向上方策、第2に、生涯スポーツの社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境の整備・充実方策、第3に、我が国の国際競技力の総合的な向上方策とあり、スポーツによる青少年の健全育成は、明るく活気に満ちた地域社会を築き上げていく上で極めて重要であると思います。そこで、総合型地域スポーツクラブの甲良町での取り組み状況と今後の方向性についてお聞きします。

○藤堂議長 小川社会教育課長。

○小川社会教育課長 それでは、ただいまの総合型地域スポーツクラブにつきましてのご質問でございますけれども、まず、甲良町といたしましては、その前提といたしまして、昨年ですけれども、20歳以上の方を対象に、スポーツに関するアンケートということを実施させていただきました。その結果

ですけれども、週1回以上のスポーツの実施率ということで、甲良町については24%という数字が出まして、県とかあるいは湖東地域の実施率に比べまして、大体平均40%ですけれども、実態としては甲良町は低いという結果になりました。その中で、運動の必要性とかを十分感じてはいるけれども、どの年代におきましても機会がないということが飛び抜けて多くありましたし、それから、どのようなスポーツがしたいかという問いについては、20代から40代についてはヨガがいいとか、あるいは、50代から70代、比較的高齢者の方については健康体操という結果が出ました。確かに子どもについても社会環境が変わりまして、非常に私たちのときは外でいろいろ遊んで体を鍛えたということもありましたけれども、社会情勢の変化によりまして、確かに運動量が低くなっているということも事実であります。そういうところから、今後の方向性ということでございますけれども、子どもから大人までスポーツに親しむということについては、単なる健康の増進とか、あるいは維持につながるということだけではなくて、先ほど言いましたように、宮寄議員がおっしゃったように、住民のきずなとか、非常に希薄化しているというところもございまして、その点から住民相互の交流とか、あるいはふれあいの場ということにもなりますし、それから、豊かな生活を送ることからも不可欠であるというふうに私は認識をしております。

甲良町においても積極的にスポーツ少年団なり、あるいはバレーボールとかグラウンドゴルフ等々、団体あるいは個人を通して積極的に運動されている方もいるわけですが、今のその実態がありますので、町としてはスポーツに親しむ人のすそ野を広げていく、そういう取り組みが必要でありますし、また、住民が何を望んでいるかというところの、的確に把握するための広報活動とか、あるいは、地域へ出向いてのスポーツ教室の充実を図るなどして、魅力あるスポーツ事業を展開していきたいというふうに思っております。

したがって、今の現状からすると、クラブの創設というよりも、スポーツ振興の底辺の拡大ということで、そういうことに広げていく取り組みを重視しながら取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、次に、甲良町の施設についてお聞きします。私は時々運動公園に行くことが、時々というよりよくあるんですが、本当に沢山の方々がグラウンドゴルフや少年野球に利用されています。また、町外の方にも大変な人気があると聞きますが、グラウンドの利用状況等はどのようになっていますか。お尋ねします。

○藤堂議長 社会教育課長。

○小川社会教育課長 まず、グラウンドですけれども、特に甲良町のスポーツ少年団が土曜日、日曜日については年間通して利用されておりますし、また、一般の方についても年間22件の利用者がおります。

それから、グラウンドゴルフについては、雨天を除いてほぼ、寒い日でも元気にグラウンドゴルフの方で運動されているという状況でありますし、また、屋根つきグラウンドについては30件程度の利用があります。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今お聞きしたように、沢山の方々が利用されていますが、たまに行くと、駐車場があいてあるのに道路上に車をとめたり、グラウンドのわきにとめたりと、マナーが少し悪いように思われますが、その人たちの指導等についてどのような対応をされていますか。

○藤堂議長 社会教育課長。

○小川社会教育課長 路上駐車のご指導でございますけれども、定期的に職員が巡回、あるいは、今、土曜日、日曜日等についてはシルバー人材センターの方に巡回というか、管理をお願いしているわけですけれども、その都度駐車場以外のところにとめている場合については、きちっと駐車場の方にとめてくださいということで指導等はさせていただいております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 十分な指導や対策をとってくださるようお願いいたします。

次に、グラウンドの方では少年たちが野球をしているのをよく見させてもらっています。本当に沢山の子どもたちがスポーツを通じて楽しんでいると思います。

そこで、お聞きします。遊具等グラウンド内外での危険な箇所等の点検はどのようにしているか。また、少年野球場でグラウンドのフェンスが簡易なものになっていて、野球の試合中に勢い余ってフェンスごと倒れて溝に落ちてけがをしたと聞いております。そのような危険な箇所はないか、今後の対応策を含めてグラウンドの管理状況、緊急時の対応方法等はどのようにしているか、お聞きします。

○藤堂議長 社会教育課長。

○小川社会教育課長 グラウンドの点検でございますけれども、職員、先ほど言いましたように、シルバーの管理人の方が適宜危険箇所とか、あるいは器物損壊等々がないかということで巡回を通して点検をさせていただいております。そういう箇所等があれば、こちら、教育委員会の方に通報いただいて、教育委員会がそれなりの対応をしているということでございますけれども、先ほど簡易なフェンスになっていて、溝というか、落ちてけがをされたとい

うことで、確かに今のその下のグラウンドについては、3 塁側のところが一部溝というか、グレーチングというか、それが設置されていない部分も確かにありました。そこに勢い余ってということだと思えるんですけども、その件につきましては、当然危険防止の点におきましても、補修等もしていかなければいけませんし、総合的にいろんなことを考えて、けがのないようにということでの対応というか、検討というか、していかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、緊急時ですけれども、通常、プレー中のことについて、直接ということじゃないんですけれども、シルバーを通して教育委員会の方にも何か緊急事態等々が発生したときには通報いただくということになっておりますし、我々職員としてもそういう事態が発生したときには、それなりの対応にしていこうということで努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 宮寄委員。

○宮寄議員 できる限りの協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、長寺老人憩いの家の現状について、町としてどのように把握しているのか、お聞きします。老人憩いの家は昭和51年に建てられていて、特に施設の老朽化が進んでいると聞いておりますが、町としてどのようにお考えですか。

○藤堂議長 山崎保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまのご質問でございます。現状でございます。51年初期の建築でありまして、30年経過したわけですけども、この間、私も、住民健診の場とか、毎日老人さんが20名ほどが通っておられるということでご活用もいただいているということでございます。ただ、やはり経過とともに、やっぱり老朽化してまいりました。特にトイレ等につきましては、くみ取りトイレのままというようなことで、現在、500万円の工事、いわゆる共用的なトイレを水洗化にしていきたいという部分で予算を計上してございますけども、今後、さらに、今のところ500万でございますけども、特に歳入につきましては、地域介護福祉空間整備費の交付金を、10割を受けて町負担なしでの計上でございます。この交付金につきましては、高齢者のためだけの事業ではなく、地域に必要な基盤整備の観点から、新たに事業を創生し、交流事業を主とした整備内容であれば1,000万円までの交付を受けられることをお聞きしましたので、現在、国に協議をかけている最中でございます。やはり既に冷暖房設備もきかない、照明器具も暗い状態、畳もすれすれというような状況でありますので、できればこの事業を使って、今後、内示があり次第、追加補正をお願いし、あわせて改修に取りかかって

いきたいというふうに考えているところでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 お年寄りの方々が喜んで活用できるように、今後もより一層充実した施設になるよう、お願いいたします。

まことに誠意のある答弁をいただき、ありがとうございます。今後も甲良の子どもたちが安全で安心して暮らせるまちになるよう、鋭意努力をお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○藤堂議長 6番 宮寄議員の一般質問が終わりました。

これをもって、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○山崎町長 平成20年3月、甲良町議会定例会を3月5日に招集していただき、3月19日の15日間、本当に膨大な議案を審議いただきまして、ありがとうございました。

いろいろと審議の過程でいただきましたご意見等につきましては、速やかに行政に反映をしてみたいというように思っております。提案いたしました議案、すべて原案どおり可決いただき、本当にありがとうございました。大変御苦労さまでございました。

○藤堂議長 これをもって、平成20年3月甲良町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 5時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 藤 堂 一 彦